



鳥取県公報

平成18年 3月22日(水)
第 7 7 7 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|------|--|----|
| 告 示 | 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (153) (西部総合事務所県民局) | 1 |
| | 結核予防法による医療機関の指定 (154) (米子保健所) | 2 |
| | 結核予防法による医療機関の指定の辞退 (155) (＃) | 2 |
| | 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙において 選挙すべき委員の数等 (156) (景観まちづくり課) | 2 |
| | 農業振興地域の名称及び区域の変更 (157) (経営支援課) | 3 |
| | ブルセラ病検査等の実施 (158) (畜産課) | 3 |
| | 家畜伝染病の発生 (159) (＃) | 5 |
| | 土地改良事業計画の変更の同意 (160) (耕地課) | 5 |
| | 保安林の指定の解除予定 (161) (森林保全課) | 5 |
| | 物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等 (162) (出納室) | 6 |
| 公 告 | 公の施設の指定管理者の主たる事務所の所在地の変更 (福祉保健課) | 8 |
| | 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課) | 8 |
| 調達公告 | 落札者の決定 (環境政策課) | 10 |
| | 一般競争入札の実施 (企業局総務課) | 10 |

告 示

鳥取県告示第153号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年5月6日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年 3月22日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

- 1 申請のあった年月日
平成18年 3月 6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 エコパートナーとっとり

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

大野木 昭夫

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市昭和町25 - 1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地球温暖化防止に対する効果的かつ具体的な施策を地域に情報提供し、啓発・普及に努めること並びに地域の環境事業及び環境教育・学習支援活動の場を創出し、活力ある地域形成に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第154号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年3月22日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|---------------|------------------|------------|
| ホスピタウン薬局 | 米子市河崎574 - 1 | 平成18年3月7日 |
| ケイ・アイ堂薬局 | 米子市皆生新田二丁目2 - 15 | 平成18年3月10日 |
| 錦海リハビリテーション病院 | 米子市錦海町三丁目4 - 5 | 平成18年3月21日 |

鳥取県告示第155号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年3月22日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

| 名称 | 所在地 | 辞退年月日 |
|----------|--------------|-----------|
| ホスピタウン薬局 | 米子市河崎574 - 1 | 平成18年3月1日 |

鳥取県告示第156号

平成18年5月14日に執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第3項の規定に基づく異議の申出がなく、当該選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同令第22条第1項及び第4項の規定により告示する。

平成18年3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施行地区内の宅地の所有者が選挙すべき委員の数

8人

2 施行地区内の宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 なし

鳥取県告示第157号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、米子市に係る農業振興地域（米子地域及び淀江地域）の名称及び区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、鳥取県農林水産部経営支援課及び西部総合事務所農林局に備え置いて縦覧に供する。

平成18年 3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 名 称 | 区 域 |
|------|---|
| 米子地域 | 1 平成17年 3月31日市町合併前の米子市の区域のうち、次の区域を除いた区域 (1) 平成13年鳥取県告示第90号で変更した米子境港都市計画による市街化区域及び同告示前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により決定された市街化区域 (2) 平成17年鳥取県告示第6号で定めた日野川森林計画区に係る地域森林計画の対象となる森林の区域で、第1号図から第3号図までの赤色で着色した区域 (3) 昭和61年鳥取県告示第19号で市街化区域から市街化調整区域に変更された区域で第4号図の青色で着色した区域 (4) 美保基地の区域 (5) 第5号図の赤色で着色した区域 2 平成17年 3月31日市町合併前の淀江町の全域 (第1号図から第5号図までは、省略する。) |

鳥取県告示第158号

ブルセラ病検査、結核病検査、ヨーネ病検査、牛海綿状脳症検査（伝達性海綿状脳症の検査のうち牛に係るものをいう。以下同じ。）、馬伝染性貧血検査、ニューカッスル病検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、腐蛆病検査、鶏マイコプラズマ病検査及び高病原性鳥インフルエンザ検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成18年 3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症（牛に係るものに限る。）、馬伝染性貧血、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、腐蛆病、鶏マイコプラズマ病及び高病原性鳥インフルエンザの発生を予防し、及び予察するため

2 実施する区域

県下全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) ブルセラ病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市若しくは気高郡青谷町、岩美郡岩美町、

東伯郡三朝町、平成17年10月1日町合併前の東伯郡大栄町、平成16年10月1日町合併前の西伯郡西伯町、西伯郡日吉津村、平成17年3月31日市町合併前の西伯郡淀江町又は同月28日町合併前の西伯郡大山町の区域において飼育しているものに限る。)

イ 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

ウ 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの（アに掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。)

エ アからウまでに掲げる牛以外の牛で、平成18年4月1日以降に放牧するもの

(2) 結核病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市、岩美郡国府町、八頭郡河原町若しくは気高郡青谷町、平成17年3月31日市町合併前の米子市若しくは西伯郡淀江町、境港市、岩美郡岩美町、同日町合併前の八頭郡船岡町、東伯郡三朝町、同年10月1日町合併前の東伯郡大栄町、平成16年9月1日町合併前の東伯郡東伯町、同年10月1日町合併前の西伯郡西伯町若しくは会見町、平成17年1月1日町合併前の西伯郡岸本町若しくは日野郡溝口町、西伯郡日吉津村又は同年3月28日町合併前の西伯郡大山町の区域において飼育しているものに限る。)

イ 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

ウ 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの（アに掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。)

エ アからウまでに掲げる牛以外の牛で、平成18年4月1日以降に放牧するもの

オ 平成18年4月1日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

(3) ヨーネ病検査

ア (2)に掲げる牛

イ ヨーネ病発生区域から搾乳の用又は繁殖の用に供する目的で導入された雌牛

ウ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛

エ その他知事が必要と認める牛

(4) 牛海綿状脳症検査

月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体のうち知事が指定するもの

(5) 馬伝染性貧血検査

馬

(6) ニューカッスル病検査

鶏

(7) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(8) 腐蛆病検査

みつばち

(9) 鶏マイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(10) 高病原性鳥インフルエンザ検査

鶏（1,000羽以上飼養している採卵鶏飼養農場に限る。)

4 実施の期日

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

5 検査の方法

- (1) ブルセラ病検査
ブルセラ急速凝集反応
- (2) 結核病検査
ツベルクリン検査皮内反応
- (3) ヨーネ病検査
酵素免疫測定法（エライザ法）又はヨーニン検査皮内反応
- (4) 牛海綿状脳症検査
酵素免疫測定法（エライザ法）
- (5) 馬伝染性貧血検査
寒天ゲル内沈降反応
- (6) ニューカッスル病検査
臨床検査及びH I 抗体検査
- (7) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査
ひな白痢急速凝集反応
- (8) 腐蝕病検査
肉眼的検査及び細菌学的検査
- (9) 鶏マイコプラズマ病検査
臨床検査及び急速凝集反応
- (10) 高病原性鳥インフルエンザ検査
血清抗体検査（寒天ゲル内沈降反応）

鳥取県告示第159号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届け出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年 3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 区分 | 頭数 | 発 生 場 所 | 発生年月日 |
|----------|-------|----|----|-------------------|-------------|
| ヨーネ病 | 牛 | 患畜 | 1 | 西伯郡大山町殿河内772 - 80 | 平成18年 3月13日 |

鳥取県告示第160号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（非補助土地改良事業小倉地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更に平成18年 3月16日同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成18年 3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第161号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規

定により告示する。

平成18年3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市湖山町西一丁目218、219の1
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第162号

平成18年度において県が発注する物品等の売買、修理等及び役務の提供（測量、建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント及び除雪業務に係るものを除く。）に係る調達契約の競争入札参加資格を得ようとする者の資格審査の申請手続等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により告示する。

平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）及び平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づいて認定された資格は、この告示に基づいて認定された資格とみなす。

平成18年3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 業種区分
競争入札参加資格（以下「資格」という。）の業種区分は、調達する物品等又は役務の種類に応じ、次のとおりとする。
文具・事務用機器類、図書・教材類、薬品類、油脂・燃料類、家具・調度品類、繊維・皮革・ゴム類、印刷類、車両・船舶及び航空類、電気通信機器類、医療・理化学機器類、機械器具類、工事用材料類、看板・塗料類、役務、食品類、その他の物品、払下品類並びにリース・レンタル
- 2 申請の受付時期
平成18年3月22日から同月28日までとする。なお、それ以降の時期においても、随時受け付ける。
- 3 申請の方法
 - (1) 願書の入手方法
競争入札参加資格審査願（以下「願書」という。）は、鳥取県出納局出納室、鳥取県中部総合事務所県民局、鳥取県西部総合事務所県民局及び鳥取県日野総合事務所県民局で配布する。なお、送付による願書の請求は、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒（日本工業規格の角形2号）を同封し、鳥取県出納局出納室に行くこと。また、インターネットのホームページ（http://www.pref.tottori.jp/suitoukyoku/suitou_yousiki.htm）から入手することができる。
 - (2) 願書の提出方法
願書に次の書類を添え、鳥取県出納局出納室用度担当（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7431、7432、7433）へ持参し、又は送付すること。

ア 経営実態調書（所定の様式によること。）

イ 法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）並びに県税（延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の2）並びに県税（延滞金及び加算金を含む、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書（ただし、いずれも資格審査申請時前3月以内に発行されたものであって資格審査申請時前1年以内において納税義務の発生したものに限り、法人であって鳥取県内に事業所がないものは県税に未納がないことを証する納税証明書の提出は不要とする。）

ウ 法人にあっては、商業登記簿謄本の写し（資格審査申請時前3月以内に発行されたものに限る。）

エ 営業に必要な許可、認可、届出、登録等の証明書の写し（該当する場合に限る。）

オ 国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合する旨の認証を取得している者又は鳥取県版環境管理システム認定制度 種規格に適合する旨の認証を取得している者には、認証登録証の写し

カ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

キ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（資格審査申請時前3月以内に発行されたものに限る。）

ク 委任状（委任する場合に限る。）

ケ 使用印鑑届（見積り、入札、契約の締結並びに代金の請求及び受領の際に、印鑑証明がされた印鑑以外の印鑑を使用する場合に限る。）

(3) 願書等の作成に用いる言語

ア 願書は、日本語で作成すること。

イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

ウ 添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4 資格の決定

資格は、次に掲げる事項を総合的に勘案して行う審査の結果に基づき決定する。

(1) 資格審査申請時までの営業年数

(2) 直前決算における資本金

(3) 資格審査申請時における従業員の数

(4) 資格審査申請時の直前の2営業年度における製造高、販売高又は収入高について算定したそれぞれの年間平均

(5) その他経営及び信用の状態（契約実績）

5 競争入札に参加することができない者

次に掲げる者には、資格を付与しない。

(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

(2) 次の各項目のいずれかに該当すると認められる者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）で、その事実があった後2年を経過していないもの。

ア 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために談合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

(3) 願書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

- (4) 手形の不渡り処分を受けた者及び決算の内容により経営状態が不健全であると認められる者
(5) 鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けている者

6 資格審査の結果の通知

資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。

7 資格の有効期間

資格の有効期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。ただし、2の後段により随時申請をした場合は、資格決定を行ったときから平成19年3月31日までとする。

なお、随時で願書を受け付けた場合の資格決定の手続は、原則として願書を受け付けた日の属する月の翌月に行うものとする。

公 告

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第3条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者から主たる事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 公の施設の名 称 | 指定管理者 の名称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|--------------------------------------|------------------------|----------------|------------------|----------------|------------|
| 鳥取県立鹿野 かちみ園及び 鳥取県立鹿野 第二かちみ園 | 社会福祉法 人鳥取県厚 生事業団 | 主たる事務 所の所在地 | 鳥取市立川町六丁目 176 | 鳥取市伏野2259 - 43 | 平成18年2月21日 |
| 鳥取県立障害 者体育センター | " | " | " | " | " |
| 鳥取県立皆生 尚寿苑 | " | " | " | " | " |

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成18年3月22日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以

下「許可」という。)を受けようとするもの((2)のイに掲げる者を除く。)を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

| 種別 | 区分 | 日 時 | 場 所 | 受 講 対 象 者 |
|-------|----|--------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------|
| 初心者講習 | | 平成18年4月25日 午前10時から午後4時 まで | 米子市上福原1226 - 4 鳥取県米子警察署 | 八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者 |
| | | 平成18年4月6日 午後1時30分から 午後4時30分まで | 米子市上福原1226 - 4 鳥取県米子警察署 | 八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者 |
| 経験者講習 | | 平成18年4月12日 午後1時30分から 午後4時30分まで | 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟2階執行部控 室 | 鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者 |
| | | | | |

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 5時間

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 天神川流域下水道運転管理業務委託 一式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成18年2月28日
- 4 落札者の名称及び所在地 クラエー・環境テクノ共同企業体
代表者 株式会社クラエー
倉吉市鴨川町32 - 1
- 5 落札金額 395,850,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 平成18年1月18日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県生活環境部環境政策課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達内容
 - (1) 調達件名及び数量
日野川工業用水道施設の運転・監視等業務 一式
 - (2) 調達案件の仕様
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
平成18年5月1日から平成21年3月31日まで
 - (4) 履行場所
米子市八幡165 鳥取県企業局西部事務所
 - (5) 入札書の記入方法等
契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、その資格区分が役務の施設設備保守管理に登録されている者であること。
- (3) 平成18年3月22日（水）から同年4月14日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県西部地区に本社、支店、営業所、出張所等を有している者又は設置できる者であること。
- (5) 平成13年度以降に、水道（上水、下水及び工業用水を含む。以下同じ。）施設又は中央監視制御盤を有する建物（延べ床面積がおおむね5,000平方メートル以上）での運転・監視業務（作業現場で技術員を常時駐在させる業務体制（以下「現場常駐体制」という。）によるものに限る。）を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。
- (6) 本件業務の履行期間中、平日の夜間及び鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例5号）第1条に規定する県の休日において次に掲げる要件をすべて満たす技術員1名による現場常駐体制を組むことが可能な者であること。
 - ア 工業高校の電気科若しくは機械科を卒業した者又はこれと同程度の知識を有すると認められる者で、水道施設又は建物の電気・機械設備の保守管理又は運転・監視に係る業務について実務経験を2年以上有するもの
 - イ 施設内の高所（地上高約3メートルの沈殿池）での巡視が可能な者
- (7) 本件業務の履行期間中、(6)の技術員以上の実務経験、知識及び技術を有する業務責任者を配置することが可能な者であること。

なお、この業務責任者は、技術員を兼ねることができる。

3 契約担当部局

鳥取県企業局西部事務所

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒683 - 0012 米子市八幡165

鳥取県企業局西部事務所

電話 0859 - 26 - 0017 ファクシミリ 0859 - 26 - 0437

(2) 入札説明書等の交付方法

ア 直接交付する場合

(ア) 交付期間及び時間

平成18年3月22日（水）から同月31日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時までの間交付する。

(イ) 交付場所

(1)に同じ。

イ 郵送による場合

平成18年3月22日（水）から同月31日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時までの間に(1)の問合せ先に郵送による交付を希望する旨を申し出ること。

(3) 現地説明会の開催

ア 日 時 平成18年3月29日（水）（時間については、説明会に参加する者に別に連絡する。）

イ 場 所 鳥取県企業局西部事務所

ウ 申込方法 法人等の名称、代表者名及び参加希望者（各法人等2名まで）を明記の上、郵送又はファクシミリにより平成18年3月27日（月）までに、(1)に掲げる場所に申し込むこと。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年4月14日（金）午後3時（郵便等による入札書の受領期限は、同月13日（木）午後5時）
鳥取県企業局西部事務所

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成18年4月4日（火）午後5時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。）第65条の4に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有

効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、入札は行わない。

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成18年度上半期（平成18年4月から同年9月まで）において鳥取県公報の購読（半年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成18年3月24日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,200円。半年間総額 13,200円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857 - 26 - 7023・7493

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

鳥取県知事 片山善博 様

下記のとおり鳥取県公報を購読したいので申し込みます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申 込 者

氏 名

㊞

（法人にあっては、名称及び
代表者の氏名）

電話番号

記

| | |
|---------|---------------|
| 購 読 期 間 | 年 月 から 年 月 まで |
| 購 読 部 数 | 部 |
| 送 付 先 | |

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

購読期間は、原則として「平成18年4月から同年9月まで」としてください。